

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 8 条第 1 項の規定により，三原市立小中学校空調設備整備 PFI 事業を実施する民間事業者の選定について，次のとおり 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき総合評価一般競争入札を施行するので，地方自治法施行令第 167 条の 6 及び第 167 条の 10 の 2 第 6 項の規定により次のとおり公告する。

平成 31 年 4 月 26 日

三原市長 天 満 祥 典

## 1 業務概要

- (1) 事業名称 三原市立小中学校空調設備整備 PFI 事業
- (2) 事業概要
  - ア 対象校 小学校 20 校及び中学校 10 校
  - イ 対象教室 普通教室及び特別教室等 473 教室
  - ウ 事業範囲 空調設備等の設計，施工，工事監理，所有権の移転，維持管理等
- (3) 契約期間 契約締結日から平成 45 年 3 月 31 日まで
- (4) 予定価格 1,579,000 千円（消費税額及び地方消費税額を除く。）を上限額とする。

## 2 入札参加資格に関する事項

### (1) 入札参加者の構成員等の資格要件

入札参加者は，事業開始後，SPC から業務を受託し，又は請け負うことを予定している企業により構成されるグループで入札に参加することとし，構成企業及び協力企業で構成されるものとする。

構成企業及び協力企業は，以下で規定する参加資格要件を，参加資格審査書類の受付締切日に満たしていなければならないが，当該要件を満たしていない構成企業及び協力企業を含む応募事業者の参加は認めない。

また，参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは，当初から応募がなかったものとみなす。

### (2) 構成企業及び協力企業の入札参加資格要件

次のいずれにも該当しない者とする。

ア 市の指名除外期間中の者（建設業等指名除外要綱第 2 条第 3 項，入札告示日から落

札者決定までの期間)。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号及び同条第 6 号の規定による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者。

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。  
又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者。

エ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。

オ 旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項若しくは第 2 項又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。

カ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。

キ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第 2 項の規定による通告がなされている者。

ク 旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産の申立て、又は旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）に基づき和議開始の申立てがなされている者。

ケ 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者及びこれらのいずれかと資本関係又は人的関係のある者。

なお、アドバイザー業務に関与した者を次に掲げる。

- ・三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
- ・汎設計株式会社
- ・弁護士法人関西法律特許事務所

コ 選定委員会の委員が属する法人又はその法人と資本関係又は人的関係のある者。

なお、選定委員会の委員は「落札者決定委基準」に掲げる。

### (3) 業務を遂行する構成企業に関する参加資格要件

本事業の各業務を担当する構成企業は、業務ごとにそれぞれ次の要件を満たすものとする。

ア 「空調設備等の設計業務」を行う構成企業の要件

- (ア) 常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を持つ

者を有していること。

(イ) 提案書の受付期限までに、平成 31 年度に有効な（建設工事）指名競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」といいます。）に登録されていること。（平成 31 年 5 月上旬に追加受付を行う見込みです。）

(ウ) 平成 20 年度以降に、学校教育法第 2 条に規定する学校の校舎棟全体における空調設備の設計の実績を有していること。

イ 「空調設備等の施工業務」及び「空調設備等の移設等業務」を行う構成企業の要件

(ア) 構成企業のうちの少なくとも 1 企業は、建設業法第 3 条第 1 項の規定による管工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 構成企業のうちの少なくとも 1 企業は、建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定する経営事項審査を受け、直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「管工事」の総合評定点が一定の点数以上であること。（なお、具体的な点数の条件については入札説明書において示します。）

(ウ) 建設業法上の「管工事」資格を有すること。

(エ) 平成 20 年度以降に、学校教育法第 2 条に規定する学校の校舎棟全体の空調設備の施工の元請としての施工実績を有していること。

ウ 「空調設備等の工事監理業務」を行う構成企業の要件

(ア) 常勤の自社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を持つ者を有していること。

(イ) 資格者名簿に登録されていること。

(ウ) 平成 20 年度以降に、学校教育法第 2 条に規定する学校の校舎棟全体における工事の工事監理の実績を有していること。

エ 「空調設備等の維持管理業務」を行う構成企業の要件

(ア) 維持管理業務を行うに当たって、選択したエネルギー方式での運用に必要な資格を持つ者を配置できること。なお、当該資格を持つ者は常勤の自社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係があること。

(イ) 資格者名簿に登録されていること。

(ウ) 平成 20 年度以降に連続して 5 年以上の期間、学校、事務所等の施設における空調設備の維持管理業務の実績を有していること。

### 3 日程

日 程	内 容
平成 31 年 4 月 26 日	入札説明書等の公表
5 月 20 日	入札説明書等の説明会
5 月 21 日～6 月 3 日	入札説明書等に関する第 1 回質問の受付
6 月 11 日	入札説明書等に関する質問及び回答の公表
6 月 12 日～6 月 21 日	入札参加表明書及び参加資格審査必要書類の受付
7 月 5 日	資格確認結果の通知
7 月 8 日～7 月 18 日	第 2 回現地見学会の申込み
7 月 23 日～7 月 26 日	第 2 回現地見学会
8 月 2 日	入札説明書等に関する第 2 回質問の受付
8 月 9 日	入札説明書等に関する質問及び回答の公表
8 月 23 日	入札（提案書）の受付
9 月下旬	落札者の決定
10 月上旬	基本協定の締結
10 月下旬	仮契約の締結
10 月下旬	審査講評の公表
12 月下旬	事業契約の締結（市議会の議決）

### 4 入札の場所及び日時

入札参加者は、入札提出書類（提案書）を次のとおり提出しなければならないものとします。なお、入札日時に遅れた場合は、入札に参加できないものとします。

- (1) 入札日時 平成 31 年 8 月 23 日（金）15 時
- (2) 入札場所 三原市教育委員会教育振興課

### 5 入札無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したもの
- (2) 虚偽の参加資格審査申請を行った者が入札したもの
- (3) 入札提出書類（提案書）が所定の日時までには到着しないもの
- (4) 一の入札に同一の入札者から 2 通以上の入札書が出されたもの
- (5) 入札提出書類（提案書）に必要な記名押印のないもの
- (6) 金額その他主要事項の記載が不明確なもの
- (7) 代表企業の代理人が入札する場合において、委任状の提出がないもの
- (8) 入札者が明らかに協定して入札し、その他入札に際し不正の行為があったと認められ

るもの

(9) その他入札に関する条件に違反したもの

## 6 落札者の決定

審査は、審査の方法及び評価基準等を示した「落札者決定基準」に従い行います。提案審査のうち、性能評価及び価格評価については、選定委員会が審査を行い、最優秀入札提案を選定します。市は、この結果を踏まえ、本事業の落札者を決定します。

## 7 問い合わせ先

担当 三原市教育委員会教育振興課

住所 〒723-8601 三原市港町3丁目5番1号

電話 0848-67-6151 (直通)

E-mail : kyoikushinko@city.mihara.hiroshima.jp